

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果(抜粋)から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者(民間企業に属する者に限る。)の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率(平成14年分)

(1) 利子所得(源泉分離)	15%			
(2) 配当所得				
株式等				
イ 総合課税分	20%			
ロ 源泉分離(選択)課税分	35%			
ハ 確定申告不要分	20%			
株式等以外				
イ 公募投資信託等(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配等(源泉分離)	15%			
ロ 特定株式投資信託の収益の分配(総合課税)(平成8年4月1日以降適用)	20%			
(3) 割引債の償還差益(源泉分離)	18%(又は16%)			
(4) 上場株式等の譲渡所得等(源泉分離)	20%			
(5) 給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)			
(6) 退職所得				
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 (略)			
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合	20%			
(6) 報酬・料金等				
イ 原稿料等(所得税法第204条1項1号)	} 1回の支払金額100万円までの部分 10%			
弁護士、税理士等(同条1項2号)		} " 100万円超の部分 20%		
職業野球選手、騎手等(同条1項4号)				
芸能等についての出演、演出等(同条1項5号)				
契約金(同条1項7号)				
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条1項2号)	} 10%			
職業拳闘家(同条1項4号)		} = 1回の支払金額1万円超		
外交員、集金人、電力量計の検針人(同条1項4号)			} = 1回の支払金額5万円超	
バー、キャバレーのホステス等(同条1項6号、措置法第41条の18)				} = 月中の支払金額12万円超
広告宣伝の賞金(同条1項8号)				
競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号)	} = 1回の支払金額50万円超			
競馬の馬主が受ける賞金(同条1項8号)		} = (賞金額の20% + 60万円)を超える額		
ハ 診療報酬(同条1項3号)			= 月分の支払金額20万円超 10%	
ニ 公的年金等(所得税法第203条の2)			= ((公的年金等の支給額) - (控除額)) 10%	
ホ 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条～第209条)				
= (支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円超	10%			
ヘ 芸能法人(所得税法第174条10号)	10%			

3 - 1 課税状況

(1) 総括

区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	合 計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	38,031,486	6,176	-	38,037,662
配 当 所 得	14,427,577	4,450	-	14,432,027
上 場 株 式 等 の 譲 渡 所 得 等	3,379,220	-	-	3,379,220
給 与 所 得	215,149,527	328,885	27,572	215,505,984
退 職 所 得	7,167,227	7,764	-	7,174,991
報 酬 ・ 料 金 等 所 得	15,432,708	14,923	1,775	15,449,406
非 居 住 者 等 所 得	810,922	12,623	1,421	824,966
計	294,398,667	374,819	30,767	294,804,253

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額並びに平成14年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

区 分	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成10	27,150,146	13,225,307	2,307,667	231,550,370	5,664,415	17,415,033	692,202	298,005,140
11	23,645,626	11,306,676	10,209,636	232,999,239	6,071,786	17,240,420	564,953	302,038,336
12	124,416,690	11,763,089	8,067,148	226,048,429	5,622,381	16,914,098	809,606	393,641,442
13	164,995,407	12,593,764	3,663,561	222,495,153	5,618,436	16,140,619	841,817	426,348,757
14	38,037,662	14,432,027	3,379,220	215,505,984	7,174,991	15,449,406	824,966	294,804,253

(注) この表は、「(1)総括」の「合計」欄を累年比較したものである。

3 源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税、 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	496,096	74,216	32,067
社 債	3,664,265	548,907	320,920
預貯金	郵便貯金	216,970,028	56,652,470
	銀行預金	18,173,082	3,051,642
	銀行以外の金融機関の預金	9,866,747	2,247,867
	勤務先預金の利子	2,521,320	379,568
合同運用信託の収益の分配	1,098,082	164,597	217,708
公社債運用信託の収益の分配	6,022	902	-
定期積金の給付補てん金等	1,347,276	201,822	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	521,599	85,438	487
割引債の償還差益	-	-	-
計	254,664,517	38,031,486	62,535,209

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、投資信託の収益の分配及び投資法人の投資口の配当等	1,372,890	70,940,660	14,188,132	5,752	3,641,527
公募投資信託等の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等	-	-	-	-	-
計	-	70,940,660	14,188,132	-	3,641,527

調査対象等：配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払調書)」及び平成14年2月

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
上場株式等の譲渡所得等	信用取引等	196,498
	転換社債等	57,724
	その他の上場株式等	3,124,998
	計	3,379,220
	16,896,100	

調査対象等：平成14年等に基づい

税 分	合 計		区 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
千円	千円	千円	
10,103,277	10,631,440	74,216	公 債
19,057,653	23,042,838	548,907	社 債
819,087	274,441,585	32,375,928	郵 便 貯 金
3,911,053	25,135,777	2,724,145	銀 行 預 金
10,055,733	22,170,347	1,475,963	銀行以外の金融機関の 預 金 利 子
-	2,533,368	379,568	勤 務 先 預 金 の 利 子
16,971	1,332,761	164,597	合同運用信託の収益の分配
1	6,023	902	公社債運用信託の収益の分配
5,523	1,352,799	201,822	定期積金の給付補てん金等
-	522,086	85,438	匿名組合契約等に基づく利益 の分配、生命保険等の差益
-	-	-	割 引 債 の 償 還 差 益
43,969,298	361,169,024	38,031,486	計

成した。

源泉分離(選択)課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	
3,864	684,114	239,440	75,266,301	14,427,572	利益の配当、剰余金の分配、基金 利息の分配、投資信託の収益の分配 及び投資法人の投資口の配当等
-	33	5	33	5	公募投資信託等の収益の分配及び 特定投資法人の投資口の配当等
-	684,147	239,445	75,266,334	14,427,577	計

から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

2月から平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」
て作成した。

3 源泉所得税

(6) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の		
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	
	人	千円	千円	人	千円	
給与所得	俸給・給料・賞与	363,438	1,235,015,093	51,993,235	1,900,096	4,593,979,715
	日雇労働者の賃金	-	5,958,967	84,273	-	50,297,930
	計	-	1,240,974,059	52,077,508	-	4,644,277,645
退職所得	7,545	120,532,663	2,639,807	27,214	100,209,080	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成14年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定資料**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(7) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	人	千円	千円	
法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	63,647	7,464,620	729,737
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	42,848	43,372,153	4,554,691
	診療報酬	3,658	65,958,419	5,829,242
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	22,869	56,149,340	2,921,154
	芸能等についての出演料の報酬又は料金	1,290	1,444,490	142,551
	バー・キャバレーのホステス等の報酬又は料金	1,801	4,763,744	263,595
	契約金・賞金	772	734,168	32,200
小計	136,885	179,886,934	14,473,170	
法第203条の2該当 公的年金等	30,832	39,531,125	455,134	
法第207条該当 生命保険契約等に基づく年金	166,642	61,907,645	184,567	
法第174条該当 芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	216	3,332,280	319,836	
計	334,575	284,657,984	15,432,708	
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	

調査対象等：平成14年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成15年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

他 源泉徴収税額	合 計			区 分
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	人	千円	千円	
162,422,642	2,263,534	5,828,994,808	214,415,877	俸給・給料・賞与 日雇労働者の賃金 計
649,377	-	56,256,896	733,650	
163,072,019	-	5,885,251,704	215,149,527	
4,527,420	34,759	220,741,743	7,167,227	退職所得
-	-	-	-	災害減免法により徴収猶予したもの

(8) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの			
		課 税 分	非 課 税 又 は 免 税 分	総 額		適 用 の 内 容	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
公 社 債、預 貯 金 の 利 子 等	-	554,462	-	554,462	77,417	租税特別措置法 又は租税条約	-	-	-
利 益 の 配 当 等	一 般 分	1,764	911,310	-	146,513				
	源 泉 分 離 選 択 課 税 適 用 分	-	-	-	-				
計	1,764	911,310	13,199	924,509	146,513	租税条約	1,199	699,248	104,103
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 収 益 の 配 分	-	79	-	79	8				
給 与 ・ 賞 与 等	1,462	1,217,660	2,419,376	3,637,036	196,831	租税条約	-	-	-
退 職 所 得	-	287	-	287	51	租税条約	-	-	-
人 的 役 務 提 供 の 報 酬 等	1,027	281,955	-	281,955	55,638	租税条約	-	-	-
工 業 所 有 権 そ の 他 の 技 術 に 関 する 権 利 等 の 使 用 料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	314	1,303,597	-	1,303,597	137,467	租税条約	70	570,732	57,045
著 作 権 の 使 用 料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価	55	224,759	-	224,759	22,462	租税条約	28	150,408	15,030
貸 付 金 の 利 子	10	22,682	-	22,682	4,330	租税条約	-	-	-
不 動 産、採 石 権 の 貸 付、租 鉱 権 の 設 定 又 は 航 空 機、 船 舶 の 貸 付 に よ る 所 得	26	33,201	-	33,201	5,506	租税条約	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	211	663,476	-	663,476	66,305				
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	877	459,011	-	459,011	91,802	租税条約	-	-	-
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金 等	15	3,400	-	3,400	6,591				
賞 金	-	-	-	-	-	租税条約	-	-	-
合 計	-	5,675,879	2,432,575	8,108,454	810,922	計	1,297	1,420,388	176,178

調査対象等：平成14年分の非居住者等の源泉所得税について、平成15年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表(非居住者等に支払われる給与等の支払調書)」等に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

3 源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

区 分	源 泉 徴 収 税 額							
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金の所得等	非居住者所得	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
徳島県	徳島	33,234,029	645,337	536,769	24,297,933	914,703	2,123,921	93,937
	鳴門	196,124	114,194	18,423	6,670,312	122,919	284,256	9,285
	阿南	124,297	366,511	37,094	4,154,948	39,406	189,633	21,097
	川島	59,205	19,718	8,091	1,925,127	14,613	45,616	30
	脇町	45,027	13,991	8,116	1,355,891	13,083	29,190	1,077
	池田	40,436	23,111	21,389	1,800,841	51,119	43,117	12,943
	計	33,699,118	1,182,862	629,882	40,205,052	1,155,843	2,715,733	138,369
香川県	高松	891,412	6,823,152	1,031,705	39,608,465	1,910,657	4,072,810	92,632
	丸亀	216,830	306,303	95,743	7,160,644	285,020	370,455	15,302
	坂出	145,140	194,967	21,647	5,424,175	123,041	183,410	828
	観音寺	194,005	274,798	88,376	5,042,314	117,227	269,033	30,185
	長尾	115,740	190,697	18,664	3,043,267	58,264	159,396	33,339
	土庄	45,440	57,282	18,130	1,266,166	32,431	51,299	2,007
	計	1,608,567	7,847,199	1,274,265	61,545,031	2,526,640	5,106,403	174,293
愛媛県	松山	1,013,222	2,054,299	654,439	43,207,645	1,864,886	3,753,879	124,736
	今治	250,130	447,622	136,336	8,456,132	198,004	290,546	75,126
	宇和島	114,625	142,832	77,804	4,156,802	64,765	133,513	4,455
	八幡浜	92,344	85,400	33,928	3,010,927	61,810	105,026	1,324
	新居浜	106,103	220,766	102,484	4,692,804	153,311	189,457	738
	伊予西条	114,082	117,961	26,568	3,146,858	30,257	90,530	2,158
	大洲	54,312	46,963	20,422	2,133,489	13,817	49,844	87
	伊予三島	146,483	993,925	19,672	6,118,057	135,004	156,861	69,924
計	1,891,301	4,109,768	1,071,653	74,922,714	2,521,854	4,769,656	278,548	
高知県	高知	450,810	914,635	380,795	24,803,549	761,222	2,477,707	198,671
	安芸	60,536	38,592	-	1,648,991	41,957	47,369	6,015
	南国	91,640	102,804	13	4,123,904	56,356	88,696	6,008
	須崎	82,664	97,762	-	2,302,779	39,766	84,821	3,693
	中村	83,769	63,243	22,524	3,299,286	40,759	85,552	787
	伊野	63,081	70,712	88	2,298,221	22,830	56,771	4,538
計	832,500	1,287,748	403,420	38,476,730	962,890	2,840,916	219,712	
全管計	38,031,486	14,427,577	3,379,220	215,149,527	7,167,227	15,432,708	810,922	

(注) この表は、「(1)総括」の「本税額」欄を税務署別に示したものである。

3 - 2 源泉徴収義務者数

(1) 税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 15 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	報酬・料所	非居住者等所得	
	件	件	件	件	件	件	
徳 島 県	徳 島	188	241	12	11,589	9,757	19
	鳴 門	81	72	3	4,223	3,200	9
	阿 南	97	35	3	2,724	1,892	3
	川 島	27	23	1	1,611	1,272	3
	脇 町	21	23	1	1,202	935	4
	池 田	17	20	2	1,270	1,049	5
	計	431	414	22	22,619	18,105	43
香 川 県	高 松	259	579	20	15,290	13,649	56
	丸 亀	94	142	6	4,570	3,756	13
	坂 出	68	111	2	3,842	3,161	5
	観 音 寺	71	120	4	4,531	2,731	4
	長 尾	54	70	1	2,748	2,417	16
	土 庄	22	64	1	1,425	1,191	4
	計	568	1,086	34	32,406	26,905	98
愛 媛 県	松 山	333	541	18	17,553	13,423	31
	今 治	111	166	4	6,143	4,984	18
	宇 和 島	114	63	3	4,456	2,922	8
	八 幡 浜	35	56	1	3,720	1,900	3
	新 居 浜	52	76	4	3,354	2,287	6
	伊 予 西 条	69	65	2	2,872	2,334	7
	大 洲	42	47	1	1,830	1,438	2
	伊 予 三 島	50	113	5	2,904	2,210	18
計	806	1,127	38	42,832	31,498	93	
高 知 県	高 知	159	423	14	10,467	8,219	25
	安 芸	50	40	-	1,776	861	3
	南 国	53	75	1	2,945	1,611	7
	須 崎	52	51	-	2,144	1,202	1
	中 村	69	59	1	2,296	1,420	5
	伊 野	44	51	1	1,866	1,163	6
	計	427	699	17	21,494	14,476	47
全 管 計	2,232	3,326	111	119,351	90,984	281	

資料：法人課税課調

用語の説明：源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

源泉徴収義務者数

(参考)

税務署別源泉徴収義務者数

区 分	平成 14 年 6 月 30 日 現 在						
	利子所得等 件	配当所得 件	上場株式等の 譲渡所得等 件	給与所得 件	報酬・料 金所得 件	非居住者 所得 件	
徳 島 県	徳 島	198	265	13	11,915	9,897	19
	鳴 門	74	87	3	4,212	3,198	8
	阿 南	99	40	3	2,716	1,833	4
	川 島	27	19	1	1,615	1,279	1
	脇 町	20	21	1	1,193	980	4
	池 田	17	23	2	1,281	1,049	3
	計	435	455	23	22,932	18,236	39
香 川 県	高 松	275	586	20	15,393	13,406	48
	丸 亀	95	153	6	4,727	3,684	10
	坂 出	71	122	1	4,000	3,116	5
	観 音 寺	71	116	4	4,607	2,677	6
	長 尾	56	80	1	2,856	2,438	15
	土 庄	28	70	1	1,497	1,224	2
	計	596	1,127	33	33,080	26,545	86
愛 媛 県	松 山	335	574	17	17,390	13,117	34
	今 治	111	168	3	6,120	5,067	17
	宇 和 島	115	75	3	4,499	2,906	9
	八 幡 浜	34	70	2	3,738	1,889	4
	新 居 浜	53	80	4	3,400	2,225	6
	伊 予 西 条	69	77	2	3,046	2,283	5
	大 洲	42	50	1	1,857	1,421	3
	伊 予 三 島	55	111	4	2,937	2,236	16
計	814	1,205	36	42,987	31,144	94	
高 知 県	高 知	168	459	12	10,559	8,113	20
	安 芸	54	38	-	1,807	886	3
	南 国	54	75	1	2,920	1,639	6
	須 崎	54	63	-	2,168	1,221	1
	中 村	78	57	1	2,335	1,411	5
	伊 野	44	46	1	1,867	1,127	3
計	452	738	15	21,656	14,397	38	
全 管 計	2,297	3,525	107	120,655	90,322	257	

(2) 給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成15年6月30日現在						
	署所管法人	調査課所管法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
組織区分	件	件	件	件	件	件	件
10人未満	51,879	29	257	343	3,738	38,130	94,376
10人以上30人未満	14,799	52	258	219	684	1,167	17,179
30人以上100人未満	4,618	107	249	168	455	77	5,674
100人以上500人未満	1,159	196	131	282	103	10	1,881
500人以上	66	90	21	57	7	-	241
計	72,521	474	916	1,069	4,987	39,384	119,351
平成14年6月30日現在	73,233	462	880	1,069	5,027	39,984	120,655

(参考)

給与所得の組織区分別、支給人員別の源泉徴収義務者数

支給人員区分	平成14年6月30日現在						
	署所管法人	調査課所管法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
組織区分	件	件	件	件	件	件	件
10人未満	52,142	31	234	343	3,771	38,692	95,213
10人以上30人未満	15,190	35	251	225	689	1,168	17,558
30人以上100人未満	4,690	117	239	163	464	112	5,785
100人以上500人未満	1,142	194	136	279	96	12	1,859
500人以上	69	85	20	59	7	-	240
計	73,233	462	880	1,069	5,027	39,984	120,655
平成13年6月30日現在	73,371	458	833	1,090	5,037	40,204	120,993

3 - 3 民間給与実態統計調査結果(抜粋)

(1) 民間給与実態統計調査の説明

この3 - 3における表は、平成14年分の民間給与と所得者について、標本調査により調査したもののうち、高松国税局管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国計数よりも大きくなることに留意すること。

なお、全国分についての詳細は、国税庁で刊行している「平成14年分税務統計から見た民間給与の実態」を参照すること。

イ 調査の目的

民間企業における年間給与の実態を、企業規模別、業種別、事業所規模別、給与階級別等に明らかにし、併せて租税収入の見積り、租税負担の検討及び税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

ロ 調査の対象

平成14年12月31日現在の給与所得者(所得税の納税の有無を問わない。)を対象としているが、次に掲げる者は調査対象から除外した。

- (イ) 日雇労働者
- (ロ) 公務員、公団・公庫等職員
- (ハ) すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

ハ 調査の方法

標本給与所得者の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階からなっている。

(イ) 第1段抽出

事業所を、事業所の従事員数によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、国税局総務部企画課から調査票を送付した。

(ロ) 第2段抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

事業所の従事員数等による層別、抽出率等は、次のとおりである。

区 分	事業所の従事員数等の区分	全体としての事業所の抽出率	事業所における給与所得者の抽出率	全体としての給与所得者の抽出率 ×	全 国		高 松 局	
					標 本 事業所数	標本給与 所得者数	標 本 事業所数	標本給与 所得者数
	人				所	人	所	人
第1層	1～9	1 / 400	1 / 1	1 / 400	4,761	16,757	201	602
第2層	10～29	1 / 200	1 / 2	1 / 400	2,091	17,554	75	606
第3層	30～99	1 / 60	1 / 5	1 / 300	2,354	25,716	85	896
第4層	100～499	1 / 15	1 / 20	1 / 300	3,083	33,784	92	914
第5層	500～999	1 / 3	1 / 50	1 / 150	1,528	24,296	36	526
第6層	1,000～4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100	2,592	60,686	57	1,200
第7層	5,000人以上	1 / 1	1 / 200	1 / 200	318	22,827	4	206
第8層	本 社	1 / 1	1 / 10	1 / 10	2,935	50,825	40	591
計					19,662	252,445	590	5,541

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

(2) 企業規模別の給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与				
	13 年		14 年		増 減	14/13	13 年	14 年	増 減	14/13	
	人 員	構成比	人 員	構成比							
個 人	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%	
	83,306	6.7	77,450	6.2	5,856	93.0	2,568	2,484	84	96.7	
(資本金階級別 株式会社)	2,000万円未満	212,308	17.0	241,579	19.3	29,271	113.8	4,224	3,462	762	82.0
	2,000万円以上	238,828	19.2	269,097	21.5	30,269	112.7	4,153	4,067	86	97.9
	1 億 円 以 上	87,168	7.0	86,623	6.9	545	99.4	4,669	4,262	407	91.3
	10 億 円 以 上	116,565	9.4	121,619	9.7	5,054	104.3	5,878	5,462	416	92.9
計	654,869	52.6	718,918	57.3	64,049	109.8	4,552	4,123	429	90.6	
その他の法人	507,472	40.7	457,238	36.5	50,234	90.1	3,640	3,932	292	108.0	
合 計	1,245,647	100.0	1,253,606	100.0	7,959	100.6	4,048	3,952	96	97.6	

(注)1 この表は標本調査に基づく推計値であるので、税務統計の関連数値とは一致しない。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

2 計数は、1年勤続者分である。なお、以下(3)～(5)の表についても同様である。

(3) 業種別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	13 年		14 年		増 減	14/13	13 年	14 年	増 減	14/13
	人 員	構成比	人 員	構成比						
建 設 業	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
	166,701	13.4	154,363	12.3	12,338	92.6	3,987	4,073	86	102.2
織 維 工 業	49,502	4.0	32,352	2.6	17,150	65.4	3,250	2,521	729	77.6
化 学 工 業	49,152	3.9	69,913	5.6	20,761	142.2	4,422	4,823	401	109.1
金 属 機 械 工 業	107,297	8.6	80,200	6.4	27,097	74.7	4,434	4,274	160	96.4
その他の製造業	125,189	10.1	84,023	6.7	41,166	67.1	3,851	3,647	204	94.7
卸 小 売 業	247,454	19.9	285,215	22.8	37,761	115.3	3,570	3,237	333	90.7
金融保険・不動産業	49,765	4.0	54,649	4.4	4,884	109.8	5,052	4,415	637	87.4
運輸通信公益事業	78,252	6.3	118,261	9.4	40,009	151.1	4,993	5,065	72	101.4
サ ー ビ ス 業	346,371	27.8	356,519	28.4	10,148	102.9	4,137	4,067	70	98.3
農 林 水 産 ・ 鉱 業	25,964	2.1	18,111	1.4	7,853	69.8	3,178	2,455	723	77.2
合 計	1,245,647	100.0	1,253,606	100.0	7,959	100.6	4,048	3,952	96	97.6

3 源泉所得税

(4) 事業所規模別給与所得者数及び平均給与

区 分	給 与 所 得 者 数						平 均 給 与			
	13 年		14 年		増 減	14/13	13 年	14 年	増 減	14/13
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比						
	人	%	人	%	人	%	千円	千円	千円	%
10人未満	291,818	23.4	283,432	22.6	8,386	97.1	3,114	3,226	112	103.6
10人 ~ 29人	243,249	19.5	250,266	20.0	7,017	102.9	4,184	3,851	333	92.0
30人 ~ 99人	256,460	20.6	257,803	20.6	1,343	100.5	4,128	3,888	240	94.2
100人 ~ 499人	263,772	21.2	261,141	20.8	2,631	99.0	4,000	4,241	241	106.0
500人 ~ 999人	65,695	5.3	61,788	4.9	3,907	94.1	5,199	4,388	811	84.4
1,000人以上	124,653	10.0	139,176	11.1	14,523	111.7	5,295	4,996	299	94.4
合 計	1,245,647	100.0	1,253,606	100.0	7,959	100.6	4,048	3,952	96	97.6

(5) 給与階級別給与所得者数及び給与額

区 分	給与所得者数		給与総額		税 額		税額割合 /	一人当たり税額
	人数	構成比	総額	構成比	金額	構成比		
	人	%	百万円	%	百万円	%	%	円
100万円 以下	73,148	5.8	60,232	1.2	354	0.2	0.6	4,840
200万円 "	178,956	14.3	266,845	5.4	3,327	1.8	1.2	18,591
300万円 "	256,749	20.5	651,444	13.1	14,061	7.7	2.2	54,766
400万円 "	276,547	22.1	957,439	19.3	21,981	12.0	2.3	79,484
500万円 "	354,894	28.3	1,851,909	37.4	48,531	26.5	2.6	136,748
800万円 "	63,105	5.0	494,569	10.0	19,286	10.5	3.9	305,618
1,000万円 "	16,278	1.3	154,277	3.1	9,682	5.3	6.3	594,791
1,500万円 "	23,943	1.9	287,201	5.8	22,381	12.2	7.8	934,762
2,000万円 "	6,271	0.5	107,522	2.2	14,967	8.2	13.9	2,386,701
2,000万円 超	3,715	0.3	123,098	2.5	28,667	15.6	23.3	7,716,555
合 計	1,253,606	100.0	4,954,535	100.0	183,236	100.0	3.7	146,167